

募集 保育所入園児募集

平成27年度の保育所入園児童を募集します。入園を希望される児童の保護者は申込書(関係書類添付)を提出してください。

*平成27年度から「保育の必要性」の支給認定をします。又、保護者の勤務状況により保育の必要量「標準時間保育」「短時間保育」を決めます。このため現在入園している園児も、申込書(関係書類添付)を提出していただきます。

【町内保育園】

馬山保育園 (82)2323
青倉保育園 (82)2549

【年齢】

0歳以上の児童(平成27年4月1日現在)

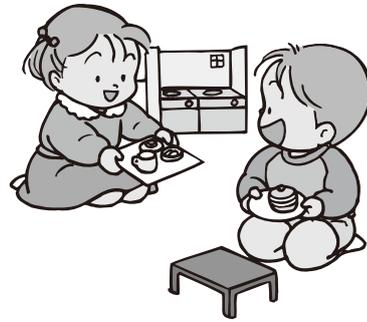
【募集期間】

10月1日(水)～14日(火)

【入所基準】

保育所へ入所できる児童は、両親及び同居の親族が次のいずれかの事情にあるため、該当児童の保育ができない場合です。

- ①昼間に居宅外で仕事をするを常態としている。
- ②昼間に居宅内で家事以外の仕事をするを常態としている。
- ③妊娠中または出産後間もない。
- ④病気、負傷、または心身に障害を有している。
- ⑤長期にわたる病人や心身に障害を有する同居の親族を常時介護している。
- ⑥震災・風水害・その他の震災の復旧に当たっている。
- ⑦求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。
- ⑧次のいずれかに該当する。
 - 1)教育施設に在学している。
 - 2)職業訓練校等における職業訓練を受けている。
- ⑨次のいずれかに該当する。
 - 1)児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる。



2)配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる。

⑩育児休業をする場合に、既に保育所を利用している子どもが引き続き利用することが必要と認められる。

【添付書類】

(両親及び同居で65歳未満の祖父母が次の事項に該当する場合)

- 在職証明書 勤めている場合
(パート等の場合、就労時間の下限は、1ヶ月当たり48時間です。)
- 内職証明書 内職をしている場合
(一日平均4時間以上でないとし入所理由になりませんのでご注意ください。)
- 自営業証明書 農業または自営業の場合
- 母子手帳の写し 妊娠中の場合
- 診断書・介護証明書 病気または介護しなければならない人がいる場合
- 求職活動 ハローワークカードの写し等
- 就学 在学を確認できるものの写し等

【申込み先】

新規入園希望者 → 役場健康課
継続入園希望者 → 希望する保育園

※入所基準に該当しない場合は入園できません。また、入所基準に該当しても、定員を超えた場合には入園できないことがあります。

入所申込書および各種証明書の用紙は、健康課福祉係と各保育園にあります。

【問い合わせ先】

健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

10月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	青倉保育園	※保育園の見学や子育て相談はいつでも実施しています。ご希望の方は保育園へお問い合わせください。 ■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)
会場	保育園ホール	保育園内	
実施日	10/16(木)	10/20(月)	
時間	10:00～11:00	10:00～11:30	
対象児	妊婦さんと3才児まで	妊婦さん～3才	
内容	リトミック	赤ちゃんマッサージ	
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	親子ふれあい遊び・保育園児とあそぼう～!	
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。	赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚ご用意下さい。動きやすい服装でご参加下さい。	
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	

10月期の児童手当 10月10日(金)に各口座に振り込みますのでご確認ください。問い合わせ先 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか

10月8日(水)・9日(木)・10日(金)の3日間は、本宿の活性化センターでも申請を受け付けます。時間は、午前9時から午後5時までです。

なお、役場での受け付けも引き続き行いますので、まだ申請がお済みでない方は、お早めに手続きをしてください。

●受付窓口 下仁田町役場 103会議室(町民ホールの奥)

●申請期限 平成26年11月4日(火)まで

●提出書類 ①申請書

②本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し)

③口座確認ができる書類(通帳、キャッシュカードの写し)

※臨時福祉給付金の申請をされる方で、基礎年金等を受給されている方は、「年金額改定通知書」もご持参ください。

※子育て世帯臨時特例給付金の申請者が、児童手当の受取口座を指定される場合は、②・③の書類は不要です。

※振り込め詐欺などには、引き続き十分ご注意ください。

【町・県民税の申告がお済みでない方へ】

町・県民税の申告がお済みでない方は、給付金が正しく支給できない場合がありますので、下仁田町役場 総務課 税務係で申告手続きを行ってください。

問合せ先 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

平成26年度母子事業「Enjoy子育て教室」のご案内 キレイな姿勢講座 (託児あり)

10月は

産前・産後・子育て中のママの体の悩みを解消!

講師 さんたまの助産院 助産師 柳沢明子さん

対象 子育て中のお母さん、妊婦さん

開催日 10月20日(月)

時間 受付10:00～、教室10:30～12:00

会場 下仁田町保健センター1階集団検診室(下仁田町下仁田111-2)

持ち物 運動できる服装、汗拭き用タオル、

参加費 無料

申込み・問合せ先 健康課 保健係(保健センター) ☎82-5490



10月16日から登下校に合わせて、スクールバスの運行時刻が変更になります

10月16日(木)から小中学校の登下校に合わせ、午後4時以降のスクールバス運行時間(平日)が変更になります。

各路線ともに主に午後の下り便が変更になりますので、午後4時以降に利用される一般の方は、時刻表をよくご覧の上、ご乗車いただきますようお願いいたします。

※スクールバスは児童生徒が優先となりますのでご了承ください。

※小中学校の児童生徒へは学校から連絡があります。

○変更期間 冬期 10月16日(木)～2月13日(金)

問い合わせ

下仁田町役場 企画財政課 ☎64-8809 教育課 ☎82-2115

運転管理 上信ハイヤー株式会社 下仁田営業所 ☎82-2429

バス事務所 ☎82-5038

